

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消等請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成21年11月27日棄却・不受理・確定

(第一審・静岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年11月27日判決、本資料258号-228・順号11086)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年6月25日判決、本資料259号-120・順号11233)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年11月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

当事者目録

| | |
|--------------|-------|
| 上告人兼申立人 | 甲 |
| 上告人兼申立人 | 乙 |
| 上告人兼申立人 | 丙 |
| 上告人兼申立人 | 丁 |
| 上告人兼申立人 | 戊 |
| 上記5名訴訟代理人弁護士 | 村松 良 |
| 被上告人兼相手方 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 千葉 景子 |
| 同指定代理人 | 奥寺 政隆 |